

令和6年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

1 中山間地域等直接支払制度とは

中山間地域等直接支払制度とは、耕作条件の不利を補正するとともに水源を養ったり、洪水の発生を防止したりといった中山間地域の農地が持つ多くの役割を守るため、その農地を管理する人たちの活動を支援する制度です。

具体的には、5年間農業生産活動などを行っていくための一定の約束事（集落協定）に基づいて、耕作放棄の発生を防止するために頑張っている活動を行う集落に対し、国・県の協力のもと市町村が交付金（平地との生産コスト格差の一部）を交付し、集落の活性化に役立てていただくものです。

本制度は令和2年度から5年間の第5期対策が始まり、令和6年度は最終年度となっています。

2 見附市における対象地域・対象農用地

次のアの対象地域のうちイの要件を満たす農用地であって、1ha以上のまとまりのある農振農用地が対象です。

ア 対象地域

特定農山村法の指定地域（旧見附町、旧上北谷村）

棚田地域振興法の指定棚田地域（旧北谷村）

イ 対象農用地

（ア）勾配が田1／20以上、畑15度以上である農用地（急傾斜）

（イ）勾配が田で1／100以上1／20未満、畑で8度以上15度未満である農用地（緩傾斜）

ただし、棚田地域振興法の指定棚田地域については、急傾斜農用地と物理的に連担した緩傾斜農用地を対象とする。

3 対象行為及び対象者

市長が認定する集落協定に基づき5年以上継続される農業生産活動等を行う集落等

4 集落協定での主な取り組み（概要）

各集落協定では、水路や農道の維持管理、農地法面の点検、農道簡易補修、鳥や動植物等を育む環境づくり、農作業の共同化や組織化、担い手の育成など、耕作放棄の発生を防止するため多彩な活動を行っています。

5 交付金の交付単価（10aあたり）

区分	傾斜	単価（円）
田	急傾斜（1／20以上）	21,000
	緩傾斜（1／100以上）	8,000
畑	急傾斜（15度以上）	11,500
	緩傾斜（8度以上）	3,500

※ 第2期対策（平成17年度）以降は、上記通常単価と上記の8割単価を設け、取り組みに応じて段階的な単価が設定されています。

6 加算措置

①棚田地域振興活動加算（単価：10,000円／10a）

棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

②集落機能強化加算（単価：3,000円／10a）

新たな人材の確保や集落機能を強化する取組を行う場合に加算

③生産性向上加算（単価：3,000円／10a）

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

※単価（円/10a）は、同一農用地に最初に適応される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

7 令和6年度における本制度の実施状況の概要（対象農地の基準別の面積及び交付額）

中山間地域等直接支払制度 協定集落・面積・交付金額一覧表

NO	地区	協定名	農用地面積				交付金額 (円)
			急傾斜	うち超急傾斜	緩傾斜	計 (㎡)	
1	堀溝	見附市広域協 定中山間地域 等保全部会	98,237	0	1,435,839	1,534,076	17,679,699
	石地						
	杉沢						
	元町						
	栃窪						
	太田						
	牛ヶ嶺						
	神保						
合 計		1協定	98,237	0	1,435,839	1,534,076	17,679,699

※交付金額17,679,699円には棚田地域振興活動加算130,010円、集落機能強化加算2,000,000円、生産性向上加算2,000,000円を含みます。

8 協定取り組み活動

農業生産活動として取組むべき事項

I 必須事項（農業生産活動等）

1 耕作放棄の防止活動	
①賃借権設定・農作業の受委託	1 協定
②荒廃農用地の復旧	0 協定
③既荒廃農用地の林地化	0 協定
④既荒廃農用地の保全管理	0 協定
⑤農地の法面管理	1 協定
⑥柵、ネットの設置等鳥獣被害防止	0 協定
⑦限界的農地の林地化	0 協定
⑧簡易な基盤整備	0 協定
⑨担い手の確保	0 協定
⑩地場農産物の加工・販売	0 協定
⑪土地改良事業	0 協定
⑫自然災害を受けている農用地の復旧	0 協定
⑬地目変換	0 協定
⑭その他	0 協定

2 水路・農道の管理活動	
①水路の管理	1 協定
②農道の管理	1 協定
③その他の施設の管理	0 協定

II 選択的必須事項（多面的機能を増進する活動）

1 国土保全機能を高める取組	
①周辺林地の下草刈	0 協定
②土壌流亡に配慮した営農	0 協定

2 保健休養機能を高める取組	
③棚田オーナー制度	1 協定
④市民農園等の開設・運営	0 協定
⑤体験民宿	0 協定
⑥景観作物の作付	0 協定

3 自然生態系の保全に資する取組	
⑦魚類・昆虫類の保護	1 協定
⑧鳥類の餌場の確保	0 協定
⑨粗放的畜産	0 協定
⑩堆きゅう肥の施肥	0 協定
⑪拮抗作物の利用	0 協定
⑫合鴨・鯉の利用	0 協定
⑬輪作の徹底	0 協定
⑭緑肥作物の作付け	0 協定

⑮その他活動	0 協定
--------	------

9 体制整備の実施状況

見附市では、令和４年度に見附市広域協定中山間地域等保全部会が、集落戦略の策定をしました。